

# 委員会審査

3月定例会で委員会に付託された議案等について審査を行いました。

## 総務文教委員会

委員長 梅木良照

### ◆図書館について

### 問 駐車場の拡充について

現在の来館状況は、平日が700人～800人、休日には1,500人ほどあり、3月10日現在の延べ来館者数は4万7,315人となっているが、このうち図書の貸し出しについては1万6,000人程度であることから、図書を借りるだけでなく多様な目的で利用いただいているのが現状である。しかし、こうした状況はオープン後間もなくいためとも考えており、今後半年程度は続くと予想しているが、その後は落ち着き、平日に300人程度、休日でも1,000人程度となれば、現在の駐車場で対応できるものと考えている。



開館以来多くの利用者が訪れる  
図書館

### ◆報酬及び費用弁償等について

### 問 公民館長の報酬統一について

公民館長の報酬額は、合併前の旧市町間で格差があつたため、平成19年度から段階的に格差の解消を図ってきた。公民館行事は各地域で実施される行事には差はあるものの、市内全域で統一した事業計画に基づいて実施されることから、

館長の報酬を統一するものである。

一方では、公民館活動の取り組みが不十分なところがあるのも事実であるため、今後は活動の平準化に向けた指導に努める。

## 企画財政委員会

委員長 古野青弘

### ◆消費生活センターについて

### 問 業務内容について

訪問販売や振り込め詐欺など多様化している悪質商法に加え、最近ではギャンブルなどにより多重債務を抱えている被害者が全国で200万人を超えるといわれている。

本年12月に完全施行となる改正貸金業法の施行時に、

どの市町村の相談窓口においても適切な対応ができる

ことをめざすことから、平成21年度から大洲市は西予市と内子町と合同で設置することにしたのである。

相談員は経済産業大臣認定の消費生活アドバイザーの資格を持つおられる方で、豊富な経験や知識を有する

方を県から推薦していただき。

大洲市では庁舎5階の商工観光課内に設置し、専用の電話回線を引くこととしており、プライバシーに配慮して相談に応じていきた

い。大洲市での相談日は火曜日と金曜日とし、相談員が不在の場合は今までどおり職員が対応し、場合によつては相談員と電話により対応できる体制にしたいと考えている。

悪質商法や多重債務などの相談に応じるアドバイザー（市役所5階商工観光課内）

## 市民福祉委員会

委員長 横田和美

### ◆介護保険事業について

### 問 介護保険料の引き上げの要因について

今回の介護保険計画では、平成21年度から平成23年度までに必要となる介護給付費及び地域支援事業費見込み額を約125億3,486万円と見込み、今後3年間の介護保険料を改定することとした。この介護給付費を推計するにあたり、保険料引き上げの要因となつたものは、

け、福祉施設では大洲市総合福祉センターと大洲市老人福祉センター、河辺老人福祉センター、愛育ホームの4件、観光施設では大洲城と臥龍山荘の2件、生涯学習施設関係では風の博物館と歌麿館について、指定管理者制度導入ができるかどうかの検討を平成21年度中に行い、準備を進めいく計画にしている。また、大洲家族旅行村及び長浜のなぎさの湯についても新年度で再検討を行う予定である。



### ◆指定管理者制度について

### 問 導入の計画について

平成22年度からの指定管理者制度の導入に向